* 法第14条に基づく事業者における相談、紛争の防止又は解決の体制整備（体制整備）並びに法第15条に基づく啓発活動の実施に関し、基本理念を定める。
* 体制整備並びに啓発活動の実施に関し、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な事項等を定める。

→　障害を理由とする差別の解消を推進。

→　全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に生きる大阪の社会の実現に寄与。

※　行政機関等における障害を理由とする差別の禁止に係る相談事案に対する体制整備は、服務規律の一環として定める大阪府職員対応要領（仮称）で規定。

**概要**

１　相談、紛争の防止・解決の体制整備（別紙）

（１）広域支援相談員

市町村をはじめ身近な地域で相談に対応する機関（相談機関等）における相談事案の解決を支援し、また、

相談機関等では解決が困難な広域的・専門的な相談事案を取り扱うため、府に広域支援相談員を置く。

（２）大阪府障害者差別解消協議会

知事の附属機関として、大阪府障害者差別解消協議会を置く。事業者における不当な差別的取扱いに係る事

案についてあっせんを行うとともに、広域支援相談員に対して助言を行う。また、同協議会は、法第17条に基づく

障害者差別解消支援地域協議会とする。

２　勧告・公表

行政措置による実効性の確保として、知事による事業者に対する勧告、公表を規定する。

３　啓発活動

　 体制整備に当たって、障がい理解を深めるための啓発活動をあわせて取り組むことを基本理念で規定するとともに、大阪府障がい者差別解消ガイドライン等による啓発活動を行うことを府の責務とする。

４　市町村

市町村との適切な役割分担のもとで体制整備を実施することを府の責務とするとともに、市町村への要請及び支援として、市町村に体制整備の実施を求めること並びに市町村との連携及び必要な支援を行うことを規定する。

５　見直しの検討

　　施行後３年を目途として、施行後の状況等を踏まえ、必要があると認めるときに所要の見直しを行う。

* 内容は、今後、庁内の協議等により、変更する可能性があります。

**目的**

資料３

* 背景

・国内外における障がい者の権利の実現に向けた取組みの進展

　平成18年　障害者権利条約が国連で採択（平成26年批准）

　　　　　　　　　障がいのある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例が成立（平成27年

10月1日現在、同様の条例が11都道府県で成立）

　　　平成23年　障害者基本法の改正（差別の禁止を基本原則に）

　　　平成25年　障害者差別解消法の制定

* 課題

・依然として、理解不足等により、障がい者が生活のなかで嫌な思いをしたり、差別を受けたと感じ

　　　たりしている現状がある。

　　・障害者差別解消法には、障がいを理由とする差別について定義規定がないが、府民の関心と理

解を深めるための啓発活動の実施が地方公共団体に求められている。

　　・障害者差別解消法には、障がいを理由とする差別に関する相談、紛争の防止・解決の体制整備

　　　について具体的な定めがなく、地方公共団体の取組みに委ねられている。

* 経緯

　　・大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会での検討

　　　（平成25年10月～12月　差別と思われる事例の募集　計691件）

　平成25年11月の設置以降、平成27年8月まで15回開催

　平成26年9月　府への「提言」とりまとめ（何が差別に当たるのかについてガイドラインの策定、

相談、紛争の防止・解決の体制整備、啓発活動のあり方について）

　平成27年8月　「これまでの議論の整理」とりまとめ（相談、紛争の防止・解決の体制整備の

具体的方策、実効性の確保のための措置・条例の必要性について）

＝＞府独自の体制整備・措置の根拠となる条例の制定が必要

　　・大阪府障がい者差別解消ガイドラインの策定

　平成27年3月　第1版を策定・公表

* 府の取組み方針

大阪府障がい者差別解消ガイドラインによる啓発活動と、条例による相談、紛争の防止・解決の体制を車の両輪として、差別解消に取り組む。（平成27年9月定例会代表質問（維新）の知事答弁）

**背景・経緯等**

○　障がいを理由とする差別の禁止：＜不当な差別的取扱いの禁止：行政機関等・事業者→法的義務＞　＜合理的配慮の不提供の禁止：行政機関等→法的義務、事業者→努力義務＞

○　差別を解消するための支援措置：国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務を規定

「相談、紛争の防止・解決の体制整備」（第14条）、「普及・啓発活動の実施」（第15条）

**障害者差別解消法**（平成25年6月制定、**平成28年4月施行**）～障がいを理由とする差別を解消し、もって共生社会の実現をめざす～

**大阪府における障がい者差別の解消の推進に関する条例の検討について**